

監査結果に係る措置通知書

教育局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(3) 不適切な契約事務について</p> <p>契約後にやむを得ず内容を変更する事由が生じた場合については、仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、変更契約書を作成することとなっている。</p> <p>ところが、教育指導課においては、平成 31 年度「杜の都の学校教育」印刷物請負契約について、また、教育相談課においては、生徒指導ハンドブック印刷物請負契約について、契約書の履行期限を変更する旨相手方と協議はしていたが、変更協議書及び変更契約書を作成しておらず、実際の納品日とは異なる納品書により履行確認を行っていた。</p> <p>契約事務の取扱いに当たっては、関係法令に則り、適正に行う必要がある。</p>	<p>教育局各課・公所長会及び部長会において、監査結果について総務課長より説明し、所属職員への周知徹底と注意喚起を図った。また、決裁の機会等を捉えて意識的に所管業務の点検を行うよう全課公所室長へ教育長名で通知を行った。</p> <p>担当課（教育指導課・教育相談課）においては、令和元年度の契約事務において履行期限の変更が生じないように、印刷物の作成スケジュールの見直しを行った。また、「契約事務の手引」等により課内研修を実施し、納品の確認をした上で履行確認を行うことや、契約後にやむを得ず契約内容を変更する事由が生じた場合は変更契約の手続を行うことなど、関係法令等に基づき適正に事務を行うことについて周知徹底を図った。</p> <p>教育局各課・公所長会開催日 令和元年 7 月 3 日 部長会開催日 令和元年 7 月 16 日 局内通知日 令和元年 7 月 16 日 課内研修実施日 令和元年 10 月 4 日</p>	